

## 4月の大雨による被害

発達した低気圧の通過により、4月20日から21日未明にかけて浦幌町で94ミリメートル、留真で85ミリメートル、活平で75ミリメートルの降雨がありました。

現在までに判明しているこの大雨による被害は、農地については浸冠水84ヘクタール、河川、道路については河川埋塞、路盤流失、路肩決壊等29箇所、林道については路盤陥没等6箇所ですが、今後の調査により増えることも予想されます。

被害金額は現在積算中です。  
なお、これらに係る復旧経費については、6月の第2回定例会に補正予算を提案したいと考えています。

## 町立診療所所長の交代

昨年10月中旬に、町は町立診療所の運営について、聖マリアンナ医科大学へ教授引き継ぎによる継続支援を要請しました。

12月24日、聖マリアンナ医科大学の窪田教授及び後任の大坪教授が来町

URAHORO TOWN COUNCIL

第2回臨時浦幌町議会

4月25日臨時会

# 行政報告

し、平成18年度も聖マリアンナ医科大学との継続支援と、佐藤良太郎所長の配置について確約をいただいていたところでした。

しかし、佐藤所長については3月中旬過ぎ、急遽<sup>きんきょ</sup>家業を継がなければならぬことになりました。

それを受けて町は3月23日、4月1日に上京し、聖マリアンナ医科大学及び倉橋優子医師と協議を重ねた結果、当面1年間の予定で倉橋医師が所長として着任することになりました。



大雨により倒壊した護岸ブロック(合流橋)

## 消防職員による不祥事 信頼回復に全力

3月20日、職員が平成16年度から約2年間にわたり、複数の消防団員の通帳から預金を引き落として私的に使用していたことが発覚しました。

被害額については、当該職員より全額弁済されています。

当該職員については、公務員として

あるまじき行為であるとして懲戒免職処分とし、管理監督が不十分であったとして上司を戒告及び訓告並びに厳重注意処分としました。

このような事態が発生したことは、消防行政並びに町民の信用を著しく失墜させるもので、地方公務員としてあってはならないことであり、誠に遺憾で、責任の念を強く感じています。

消防事務組合副組合長である町長は5月分の給与を10%、参事である助役は5%の給与減額を行うこととし、関係条例の改正議案を本臨時会に提案しています。

今後においては、署・職員が一丸となり、再発防止と信頼回復に全力を尽くします。

## 救急自動車の修理完了

昨年12月10日に発生した交通事故への出場の際、横転事故により破損したII B型救急自動車は、車両全体のフレーム調整、板金塗装、騒音防止加工室内の内張り修理、積載品等全般の修理が完了し、4月10日に浦幌消防署に納車され、運用を開始しました。

なお、修理費用は、自動車損害賠償責任保険が適用され、積載品を含み保険の範囲内での修理となりました。